

---

プロジェクト	実務対応 仮想通貨に係る会計上の取扱い
項目	第 109 回実務対応専門委員会で聞かれた意見

---

### 本資料の目的

1. 本資料は、第 109 回実務対応専門委員会（2017 年 10 月 19 日開催）で議論された仮想通貨に係る会計上の取扱いについて、聞かれた主な意見をまとめたものである。

### 用語の定義

2. 活発な市場の判断を有りから無しに変更する際の時価が何を指すのか、あるいは預かった仮想通貨の時価が何を指すのかを明確にする観点から、「市場価格」、「時価」の使い方を整理すべきである。
3. 「取得原価」の定義において、一定時点における同一の仮想通貨の取得価額（支払対価に手数料等の付随費用を加算した額）の合計額を前提として記載されているが、売買取引を前提としているような記載であり、文案の第 14 項の預かった仮想通貨に取得原価という用語を使用することは適切ではないのではないか。
4. 諸外国においては日本のように仮想通貨交換業者を規制する法整備が進んでいない可能性があり、海外の仮想通貨取引所又は仮想通貨販売所の範囲を我が国の仮想通貨交換業者と同等の規制を所在地国で受けている外国仮想通貨交換業者が運営する仮想通貨取引所又は仮想通貨販売所に限定してよいか。

### 仮想通貨交換業者及び仮想通貨利用者が保有する仮想通貨の会計処理

#### （活発な市場が存在する仮想通貨の市場価格）

5. 活発な市場において、何ら原則例外の区分を設けずに、自己の取引実績が最も大きい仮想通貨取引所又は仮想通貨販売所における取引価格を市場価格とした場合、仮想通貨交換業者が自己の運営する仮想通貨取引所又は仮想通貨販売所における取引価格を市場価格とする可能性があり、使用される市場価格が公正な評価額と言えるのかという観点で懸念が残る。仮想通貨交換業者が自己の運営する仮想通貨取引所又は仮想通貨販売所でしか取引実績がない仮想通貨については、例外的に自己の仮想通貨取引所又は仮想通貨販売所の取引価格を市場価格として使っても良いという取扱いにすべきではないか。

6. 原則は最も取引が活発な仮想通貨取引所又は仮想通貨販売所における取引価格を市場価格とし、その把握が困難である場合に例外的に自己の取引実績が最も大きい仮想通貨取引所又は仮想通貨販売所における取引価格を市場価格として認めるとする方が、公正な評価額という観点からはよいのではないか。

**(仮想通貨の取引に係る活発な市場の判断の変更時の取扱い)**

7. 活発な市場が存在する仮想通貨が活発な市場が存在しない仮想通貨となった時点の時価をもって取得原価とするとあるが、活発な市場が存在しなくなる直前の市場価格とするのか、あるいは市場価格が把握できなくなった後の時価を算定しなければならないのかを明確にしてほしい。

**仮想通貨交換業者が預託者から預かった仮想通貨の会計処理**

**(顧客からの預かり仮想通貨に係る資産及び負債の認識について)**

8. 売却損益の認識時点を「合意が成立した時点」とし、預かった仮想通貨を資産として認識する時点を「預かったとき」と表現すると、認識の時点に差異があることになるため、売買損益の認識時点を「売買の合意が成立した時点」とするのであれば、預かった仮想通貨を資産として認識する時点も「預託の合意が成立した時点」とすべきではないか。
9. 預かった資産の当初認識時の帳簿価額は、預託者から預かる仮想通貨には活発な市場が存在するものと存在しないものの両方が想定されるため、市場価格ではなく時価と記載しているとのことだが、活発な市場価格が存在しない場合の時価という表現は、時価が何を指すのか判断し難い。

**仮想通貨の売却損益の認識時点**

10. 「売買の合意が成立した時点」がいつを指すのかが曖昧であることに加え、「売買の合意が成立した時点」と「ブロックチェーンに書き込む時点」が異なることから、監査を含めた実務において正しく認識時点を判断できるのか、懸念される。

**開示**

11. どの時点のどの仮想通貨取引所又は仮想通貨販売所の価格を市場価格として使用するかにより財務数値が変動するため、使用する仮想通貨取引所又は仮想通貨販売

所の情報、通貨の種類ごとの時価、単価なども開示を求めるべきではないか。

12. 仮想通貨は一般的にデリバティブのようにボラティリティが大きいいため、市場が暴落した時にどのような仮想通貨を保有しているのかを把握するためにも、通貨別の保有残高や時価の開示情報は、利用者として非常に有用であると考え。また、活発な市場が存在しない仮想通貨については、含み損益は開示しないとしても、通貨の種類ごとに取得原価の内訳を示すことが有用ではないか。
13. 仮想通貨交換業者が仮想通貨を対外的に送信する売買取引においても、ブロックチェーンへの書き込みにかかる時間が負担する手数料の水準によって相当かかる可能性があり、ブロックチェーンに書き込まれないものが将来的に未決済となるリスクがあるのではないか。そのため、売手が買手に送信したもののまだブロックチェーンに書き込まれていない仮想通貨の未決済残高の情報を注記で開示する必要があるのではないか。
14. 仮想通貨自体の内容が不明確である中で、評価損益など注記として何を求めるべきかという点については現時点では判断することが困難と想定されるため、重要な会計方針に相当するもののみを開示を求めることとしてはどうか。

以 上